国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学外国人客員研究者受入規程

平成１６年４月１日
規程第　３２　号

（趣旨）
第１条　この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における学術国際交流を推進するため、外国人客員研究者の受入れに関し必要な事項を定める。

（定義）
第２条　この規程において「部局」とは、先端科学技術研究科、総合情報基盤センター、生命科学研究基盤センター、マテリアル研究プラットフォームセンター、データ駆動型サイエンス創造センター及び研究推進機構をいう。

（受入基準）
第３条　外国人客員研究者として受け入れることができる者は、外国人の研究者のうち、次の各号に掲げる者で、本学の教授、准教授、講師（専任）、助教又は助手と同等以上の資格があると認められる者とする。
（１）文部科学省事業により招へいされる研究者
（２）独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業により招へいされる研究者
（３）独立行政法人日本学生支援機構の帰国外国人留学生短期研究制度により招へいされる研究者
（４）外国政府、国際機関、その他公的機関の交流事業に基づき受け入れられる研究者
（５）前４号に掲げるもののほか、本学における学術国際交流を推進する上で適当な研究者

（受入許可）
第４条　外国人客員研究者の受入れは、当該部局の長の推薦に基づき、学長が許可するものとする。

（受入期間）
第５条　外国人客員研究者の受入期間は、１月以上とする。ただし、必要がある場合は、前条の手続きを経て、その期間を延長することができる。

（外国人招へい教授）
第６条　学長は、外国人客員研究者のうち、当該部局の長の推薦に基づき、本学の教授と同等以上の資格があり、適当と認められる者に対して、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学外国人招へい教授の名称を付与することができ

る。

（規約の遵守）
第７条　外国人客員研究者は、本学の規約を遵守しなければならない。

（様式）
第８条　外国人客員研究者の受入手続に必要な書類の様式は、別に定める。

（事務）
第９条　外国人客員研究者に関する事務は、事業推進部国際課が行う。

（雑則）
第１０条　この規程に定めるもののほか、外国人客員研究者の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規程は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１７年９月１４日から施行する。
附　則
この規程は、平成１８年１１月１５日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。
附　則
この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１９年７月２６日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。
附　則
この規程は、平成２２年８月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和３年１月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和５年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。